

規約 郵便局イベントスペース利用規約

郵便局イベントスペース利用規約

2021年12月1日制定
J P コミュニケーションズ株式会社

(総則)

第1条 本規約は、郵便局広告取扱規約第3条第1項第5号「イベントスペース」について、同条第2項に基づき、その条件を定めるものです。なお、本規約で用いられる用語は、本規約において特に定義されない限り、郵便局広告取扱規約と同じ定義によるものとします。

2 郵便局広告取扱規約で定める「広告」、「広告掲出」及び「広告掲出に係る料金(広告料)」は、イベントスペースに関してはそれぞれ「イベント」、「イベントスペースの利用」及び「イベントスペースの利用に係る料金(広告料)」と読み替えます。

3 イベントの主催者は申込者とし、イベントに関する一切の責任は申込者が負うものとします。

(イベントの内容及び範囲)

第2条 イベントは、申込者が開催を希望する郵便局(以下「実施郵便局」といいます。)において、会社が申込者にイベントスペースの提供を行う方法により実施されるものとします(以下、このようにして実施されるイベントを「本イベント」といいます)。

2 申込者は、会社が承認した日時及びスペースにおいて、広告宣伝を目的とした展示・装飾、サンプリング、展示販売、説明会・講習会等のイベントを開催することができるものと、会社に対し、イベントスペースの利用に係る料金を支払います。

3 イベント実施10営業日前から、イベントの告知ポスター又はパンフレットのいずれかを実施郵便局で掲出することができます。ただし、実施郵便局の都合上、掲出できない場合もございます。イベントの告知ポスター又はパンフレットの規格条件等については、郵便局広告の規格に準じます。

4 郵便局広告取扱規約第9条第1項に従ってイベントスペースの利用に関する契約が成立した後は、本イベントを実施しない(開催時間に遅刻する場合や開催時間内に途中退場する場合を含みます。)場合でも、それが会社の都合による場合を除き、広告料金の返金はしません(天候不良等による場合や申込者の都合による場合を含みます)。

(広告審査・調整)

第3条 申込者は、郵便局広告取扱規約第7条に関して、次に掲げる資料を自己の負担により用意の上、会社に提出し、会社の承認を得るものとします。なお、イベント内容によっては、内容をご修正いただく場合や、申込みを承諾できない場合があります。また、承認後のイベント内容の追加・変更等はできません。

【審査提出資料一覧】

- ① イベントスペース利用に関する広告審査依頼書(所定の様式にご記入ください。)
- ② イベントスペース利用に関する同意書(所定の様式にご記入ください。)
- ③ イベントスペース事前チェックシート
- ④ 当日使用するツール・持込物品(当日使用するパンフレット・ポスター等の掲出物、のぼり・看板・配布物品その他持込物品・機材等をいいます。)の画像
- ⑤ 事前告知物(新聞折込、ポスティングチラシ、自社HPやSNS、他社の広告媒体に掲載するものを含む。)

※上記の他、審査上、会社が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

※審査用にご提出いただいた資料等の返却はできません。

2 審査承認後、指定広告代理店が、実施郵便局に対し、本イベントに関する下記事項(以下まとめて、「イベント内容」という。)の説明を行い、承諾を取り付けます。広告主は、指定広告代理店からイベント内容に関する問い合わせ等があった場合、速やかに対応ください。

- ・実施郵便局
- ・イベント実施場所(原則、郵便局窓口ロビー内(風除室を含み、A T M 周辺、ゆうちょ銀行併設局の貯金エリアを除く)のみとし、屋外スペースは不可(媒体化(H P 等で公開)されているものを除く。))
- ・イベント実施日時
- ・貸出希望物品、電源等(郵便局により希望に添えない場合があります。電源の貸出を希望する場合は使用電力量・電源数等、必要な事項をお伝えください。)
- ・イベント目的、企画内容
- ・タイムスケジュール
- ・使用ツール、持込物品(当日使用するパンフレット・ポスター等の掲出物、のぼり・看板・配布物品その他持込物品・機材等)
- ・事前告知物(他社の広告媒体に掲載するものを含みます。)
- ・当日配置される担当者(人数等の情報)
- ・イベント及びイベントで勧奨する予定の商品、サービスに関する問い合わせ先(イベントの前後を通じて連絡可能なもの。)
- ・その他イベント実施における必要事項

(イベントスペース利用上の注意事項)

第4条 申込者は、本イベントを開催するに当たり、以下の義務を負うものとします。申込者が本イベントに係る業務を第三者に委託する場合は、当該委託先に対して申込者が負う義務と同等の義務を課すとともに、当該委託先の一切の行為について、会社に対し、連帯してその責任を負うものとします。

【全体】

- (1) 実施郵便局の施設管理上の指示に従ってください。会社又は実施郵便局は、申込者に対し、本イベントの実施状況等に関する調査・報告を求めることができ、申込者はこれに誠実に応えるものとします。
- (2) 広告審査で承認を受けたイベント内容等と異なるイベントを実施することはできません。

(3) 本イベントについて許可なく日本郵政グループ各社が主催・共催・後援・協賛・提携等している旨の表示・説明を行うことは禁止とします(勧誘等の際の口頭での説明を含みます。また、暗喩・隠喩等、ほのめかすことも禁止とします)。

(4) 会社の都合によることなく本イベントを開催しない場合又は郵便局広告取扱規約第10条第1項第2号から第9号に基づく解約により本イベントが開催されない場合には、申込者は、自己の負担により本イベントの告知を受けたお客さま及び本イベントに来られたお客さまへの説明・謝罪等の対応を行ってください。

(5) 本イベントに関する設営費、撤去費、製作費、運搬費、人件費、警備費、交通費、清掃費その他一切の費用については申込者が負担するものとします。

(6) イベントスペースでの展示を行う場合、会社及び実施郵便局並びに日本郵便株式会社(以下「会社等」といいます。)は、展示物の滅失、毀損、盗難、紛失等について、会社等の故意又は重過失による場合を除き、損害賠償その他一切の責任を負いません。

(7) 会場施設等の日本郵便株式会社の建物、設備を傷つけた場合は、会社及び日本郵便株式会社は、これによって生じた損害につき、申込者に対し損害賠償を請求することができるものと、申込者は誠実にこれに応じるものとします。

(8) 申込者は、イベントが健全に執り行なわれるよう、イベント担当者一人一人へ「郵便局イベントスペースの主な利用ルール」を手交し、遵守するよう説明します。

【事前準備・持込品等】

(9) 当日の気象状況が急変する場合の対策については、必要に応じて申込者が行ってください。天候不順による開催日時・開催場所の変更等はできません。

(10) 発電機等電源の持込みは禁止とします(電源の使用をご希望される場合は、実施郵便局にお申し出ください)。

(11) 火災、爆発、傷害その他危険を生じるおそれのある物品の持込みは禁止とします。

(12) 販売等を行う場合、つり銭は申込者が用意してください。実施郵便局で両替を行うことはできません。

(13) 本イベントにおける商品、金銭、身の回り品(特に貴重品)その他持込品等(以下「持込品等」といいます。)は、全て申込者が自己の責任において管理してください。イベント実施場所及びその周辺での人身事故及び持込品等の盗難、破損、紛失について、会社等は損害賠償その他一切の責任を負いません。

【入局】

(14) 本イベントの担当者は、入局時に身分を証明する社員証・名刺等と、「誓約書兼入局申請書」を実施郵便局の担当者へ提示し、「誓約書兼入局申請書」への記名又は押印による了解を得てから入局及び設営を行ってください(実施郵便局の担当者が記名又は押印した「誓約書兼入局申請書」は持ち帰り、会社より要請があった場合に速やかに提示できるよう、イベント実施日から3か月間、保管してください)。

(15) 実施郵便局の駐車場及び実施郵便局付近の路上に車両を駐車することは原則禁止とします。また、自動車・引車等での営業はできません。

(16) 本イベント当日の中止や遅刻等は禁止とします。やむを得ない事情により、遅刻等するおそれがある場合は、事前に実施郵便局にご連絡ください。

【スペース利用】

(17) イベント実施場所は、第2条第2項において実施郵便局が指定したイベントスペース内の場所とし、当該枠内からははみ出さないでください(指定場所以外に物を置くこと、指定場所を出ての営業・客引き行為等も禁止とします。来場者整理・誘導は行っていただいても構いませんが、実施郵便局の他のお客さまにご迷惑とならないよう十分にご配慮ください)。

(18) 開催場所には必ず申込者名(主催者名)表示を掲出してください。

(19) 本イベント開催中及び本イベント終了後は、開催場所及びその周辺の清掃を必ず行い、貸出物品等は丁寧に扱って所定の収納場所に戻し、ゴミは持ち帰って処分する等、原状の維持に努めるとともに、イベントスペースの原状回復を行ってください。実施郵便局でゴミ処理を承ることはできません。本イベントに使用した器材の撤去作業等が完了した後、実施郵便局に原状回復完了の報告をしてください。

【担当者】

(20) 担当者全員に本条の義務を周知徹底し、当該義務を遵守させてください。

(21) 担当者の服装は、原則スーツ等のフォーマル又はセミフォーマルなものとし、身だしなみを整えるなど、実施郵便局の他のお客さまに不快感を与えないよう心掛けてください。

(22) 担当者は、申込者名及び担当者氏名が表示された胸章を着用してください。当該表示及び胸章着用をしないで開催している場合は、ただちにイベントスペースの利用を停止させていただきます。

(23) 担当者は原則1名以上配置し、やむを得ず無人にする場合は、無人にする「時間」、「理由」、「緊急連絡先」を表示し短時間となるようにしてください。また、イベントスペースでの展示のみの場合は、「お問い合わせ先」等を表示し、郵便局への照会がなされないようにしてください。

(24) 実施郵便局敷地内での喫煙・食事は禁止とします。

【イベント実施】

(25) 騒音、振動、ゴミ投棄、異臭を発生するなど実施郵便局及び周辺に迷惑となる行為は禁止とします。また、本イベントへの来場者が周辺に迷惑を及ぼさないよう必要な対策を講じてください(特に行列が実施郵便局の他のお客さまの郵便局利用を妨げたり、公道にはみ出たりすることがないようにしてください)。

(26) 本イベントに関して来場者とのトラブル又は事故が発生した場合は、速やかに実施郵便局に報告し、自己の責任と負担において誠実にこれを解決し、会社等に一切の負担をかけないものとします。

(27) 郵便局ロビー内での写真撮影は原則禁止とします。

(28) 郵便局が写った写真を他で利用する場合は、郵便局広告取扱規約第24条に準じます。

(29) 実施郵便局敷地内での火気の使用は禁止とします(調理済み食品の温め直しは可。ただし、事前に実施郵便局に相談し、了解を取り付けてください)。

(30) 実施郵便局敷地内での調理は原則禁止とします(調理済み食品の温め直しは可。ただし、事前に実施郵便局に相談し、了解を取り付けてください)。

規約 郵便局イベントスペース利用規約

【営業・販売等】

- (31) 商品等の物品販売を行う場合には、必ずお客さまに対して領収書等(購入日・商品名・領収額・申込者名・連絡先を明記した書面)を発行してください。また、配布するパンフレット類には必ず「申込者名」、「住所」、「連絡先(固定、もしくは携帯電話)」及び申込者が販売責任者である旨(「販売責任者 申込者名」など)を明記してください。
 - (32) 強引な営業・販売行為を行ってはいけません。また、イベントスペースでの募金活動・布教活動・政治活動その他の意見表明は禁止とします。
 - (33) A T M利用待ちのお客さま及びゆうちょ銀行併設局の貯金エリアでお待ちのお客さまへのお声掛けは禁止とします。郵便局のお客さまに直接個別に営業等を行う場合は、お客さまに予め申込者名を名乗り、お客さまの応諾意思を確認した上で行うものとし、拒絶された場合は絶対に営業等を行わないでください。
 - (34) 本イベント開催中又は本イベント終了後において営業・販売等を行う場合は、法令等を遵守し、お客さまに迷惑をかける又は不快な思いをさせることなく、適正に行ってください。
 - (35) 個人情報の取扱い方法については、法令等を遵守してください。
郵便局のお客さまの個人情報を取得する場合は、お客さまに予め申込者名を名乗り、取得する個人情報の利用目的を説明し、お客さまの応諾意思を確認してから取得してください(応諾後は、速やかに個人情報の利用目的等を記載した書面を交付してください)。特に後日営業・販売等を行う目的(最終的に当該目的に帰結する場合も同様です。)をもって取得する場合は、必ず当該目的を説明してください。
 - (36) 食品を販売する場合(試食・試飲・配布を含みます。)には、自己の責任において保健所への届出等、必要な手続を行うとともに、衛生管理を徹底してください。また、緊急時(食中毒、アレルギー、異物混入等の発生時)には、速やかにお客さま対応し会社に報告の上、自己の責任において保健所への連絡、原因調査を行う等、事態の収拾に尽力してください。なお、当該対応結果については随時会社に報告してください。
 - (37) 本イベントで販売した商品又は提供したサービスその他本イベントの内容について、お客さまから苦情等の申告があった場合は、申込者は誠意をもってお客さまに対応し、問題の解決を図ってください。また、本イベント開催後、お客さまから会社等に対し、当該商品又は提供したサービスに関するお問い合わせがあった場合、会社等から申込者に対して申告に関する連絡をすることがあります。この場合も同様に対応してください。
- 2 本条に掲げている事項は例示的列挙であり、本条に掲げられていない事項であっても、法令に違反する行為、法令に違反するおそれのある行為、第三者に迷惑や不利益を与えるおそれのある行為等は行わないでください。

(利用停止)

第5条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、会社は、申込者の意向にかかわらず、会社、指定広告代理店もしくは実施郵便局を通じ、申込者によるイベントスペースの利用をただちに停止させることができ、当該申込者による今後のイベントの開催をお断りすることができるものとします。また、この場合には、受領済みの広告料金の返金は行わず、利用停止により申込者に損害が発生した場合でも、その内容のいかんを問わず、会社等は損害賠償その他一切の責任を負いません。

- (1) 申込書等の記載内容に虚偽があったとき、又は本規約及び郵便局広告取扱規約に違反したことが判明したとき。
- (2) 申込者が、郵便局広告取扱規約第6条第2項各号(暴力団等反社会的勢力等)に該当することが判明したとき又は暴力、脅迫手段等を問わず、会社等の担当者又は会社等の他のお客さまに何らかの危害が発生又はそのおそれを生じさせたとき、並びに会社等の担当者又は他の申込者に不当な要求をしたとき。
- (3) 申込者が、第4条各号に定める義務に違反したとき。
- (4) 申込者が、会社又は実施郵便局の注意に従わないとき。
- (5) 本イベントにおいて郵便局窓口の運営に支障があると実施郵便局が判断したとき。
- (6) 公の秩序及び風俗を乱すおそれがあると実施郵便局が判断したとき。
- (7) お客さま又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると実施郵便局が判断したとき。
- (8) 申込者が、会社が承認したイベント内容と異なる本イベントを実施し、又は実施しようとしたとき。
- (9) 申込者が、会社が承認したイベント場所と異なる場所で本イベントを実施し、又は実施しようとしたとき。
- (10) 申込者が、会社の承認を得ることなく本イベントを実施しようとしたとき。
- (11) 会社が申込者において会社が承認したイベント内容通りのイベントの実施が困難であると判断したとき。
- (12) その他前各号に準じ、本イベントの開催が不相当と認められるとき。

(規約の変更)

第6条 本規約は、申込者の同意を得ることなく、民法第548条の4の規定に基づいて変更することができるものとします。この場合、会社は、会社のホームページ上で本規約を変更する旨、変更適用日及び変更後の内容を当該変更適用日までに周知するものとし、変更適用後も申込者が本サービスの利用を継続した場合には、申込者は本規約の変更都合意したものみなされ、会社と申込者との間では、本規約の変更後の内容が契約内容となるものとします。

附 則

本規約は、2022年1月1日から施行します。